

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市東植田土地改良区が土地改良事業（団体営農業基盤整備促進事業（かんがい排水事業）惣天満地区）を行うことについて令和元年12月27日認可した。

令和2年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造